



平成 22 年 12 月 24 日

各 位

会 社 名 J Xホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高萩 光紀  
コード番号 5020 東・大・名証第1部  
問合せ先 財務IR部IRグループマネージャー  
山本 真義  
(電話番号 03-6275-5009)

## 子会社におけるヘッジ取引に係る更正処分の取消訴訟判決に対する控訴について

当社子会社のJ X日鉱日石エネルギー株式会社（本社：東京都千代田区大手町二丁目、社長：木村康）は、原油のヘッジ取引に関して東京国税局が行った更正処分の取消しを求め、東京地方裁判所に訴訟を提起しておりましたが、平成 22 年 12 月 14 日に同社敗訴の判決を受け、これを不服として、本日（12 月 24 日）、東京高等裁判所に控訴いたしましたので、お知らせいたします。

<参考>過去の（新日本石油）開示の経緯

1. 平成 18 年 11 月 1 日開示（税務調査によるヘッジ取引への更正について）
2. 平成 18 年 12 月 22 日開示（ヘッジ取引への更正処分に対する国税不服審判所長への審査請求について）
3. 平成 21 年 1 月 30 日開示（ヘッジ取引への更正処分に対する国税不服審判所長の審査結果について）
4. 平成 21 年 7 月 23 日開示（ヘッジ取引に係る更正処分の取消訴訟の提起について）

以 上

「添付資料」ヘッジ取引に係る更正処分の取消訴訟判決に対する控訴について

2010年12月24日

各 位

J X 日 鉱 日 石 エ ネ ル ギ ー 株 式 会 社

**ヘッジ取引に係る更正処分の取消訴訟判決に対する控訴について**

当社（社長：木村康）は、原油のヘッジ取引に関して東京国税局が行った更正処分の取消しを求め、東京地方裁判所に訴訟を提起しておりましたが、2010年12月14日に当社敗訴の判決の言い渡しを受けました。

当社は、本日（12月24日）、この判決を不服として、東京高等裁判所に控訴いたしました。

東京高等裁判所での控訴審における訴訟手続におきましても、本件ヘッジ取引につき当社が行った税務上の処理が、法人税法および関係法令の諸規定に照らして適法なものであったことについて、鋭意主張してまいり所存です。

以上